令和８年 11 月 12 日
内　閣　官　房
国　土　交　通　省
防　　衛　　省

呉港港湾管理者 呉市
代表者 呉市長 新原芳明様

要請事項に対する回答について（回答）

令和８年(2026 年)11 月４日付呉産港 1157 号にて回答依頼のありました要請事項につきまして、以下のとおり回答いたします。

【要請事項】

・ 民生利用が主であるというこの取組の趣旨を遵守すること。

（答）

本取組は、平素から、必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者（地方公共団体等）との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とし、その上で、「特定利用空港・港湾」における整備については、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしています。

「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではなく、あくまで空港法や港湾法等の既存法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整をするためのものです。

今後も、このような本取組の趣旨を遵守し、自衛隊・海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を円滑に利用できるよう、インフラ管理者等と適切に調整させていただきます。

・ この枠組みを進めるに当たっては，港湾管理者の人的負担や物的負担が生じないようにすること。 ・ 平時における訓練等での港湾施設の利用に当たっては，民生利用に影響を与えることがないよう十分な時間的余裕を持って調整すること。

（答）

この「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁が年度内に計画している民間の港湾を利用した主要な訓練等の情報を、当該年度の早い時期にインフラ管理者にできる限りまとめてお示しし、意見交換や情報共有を行うことを考えております。

その際、インフラ管理者からの懸念や民間事業者への影響などのご意見・ご要望を踏まえ、港湾周辺の方々への影響が最小限となるよう、事前に関係者間で調整をした上で利用いたします。

・ 地域に不安や懸念が生じることがないよう，港湾管理者や港湾関係者に対し，事前に十分な情報提供と説明を行うこと。

（答）

これまでも、主要な訓練等を実施する場合には、事前にインフラ管理者や関係自治体への説明を実施してきており、「特定利用港湾」となった後も引き続き、地域の方々が不安に思うことがないよう、丁寧な説明に努めてまいります。

・ 訓練等の際の安全確保に万全を期すこと。
万が一，事故等が発生した場合は，港湾管理者に対して迅速に情報提供を行うとともに，国の責任において，原因を究明し，再発防止に努めるなど，必要な対応等を行うこと。

（答）

関連する法令に則り、安全に十分配慮するとともに、万が一、事故等が発生した場合には、関係自治体などに対し、速やかな情報提供を行うとともに、適切に対応してまいります。

・ 民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めること。

（答）

公共インフラ整備につきましては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の利用にも資するよう、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら、事業の促進に努めてまいります。